

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	私立高等学校等における高等学校等就学支援金及び私立高等学校等授業料支援補助金の支給に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府教育委員会は、私立高等学校等における高等学校等就学支援金及び私立高等学校授業料支援補助金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府教育委員会

公表日

令和5年10月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立高等学校等における高等学校等就学支援金及び私立高等学校等授業料支援補助金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>また、就学支援金を受給する生徒のうち大阪府内に在住する生徒は、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金(以下「授業料支援補助金」という。)交付要綱に基づき、その授業料に充てるために授業料支援補助金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金及び授業料支援補助金を受給するためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p><就学支援金></p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入学時)</p> <p>②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出</p> <p>③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る)</p> <p>④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会</p> <p>⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の決定</p> <p>⑥受給資格の認定結果、支給額の通知</p> <p>⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施</p> <p>⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施</p> <p><授業料支援補助金></p> <p>①学校から授業料支援補助金の受給を希望する生徒の情報の提出</p> <p>②就学支援金事務処理システムに登録された、所得区分の判定に用いるために算出基準額として算出した数値(以下「算出基準額」)を授業料支援補助金事務処理支援システムへ登録</p> <p>③算出基準額を基に授業料支援補助金の支給額を決定</p> <p>④学校が授業料支援補助金事務処理支援システムから生徒あての通知文書を出し、生徒へ通知</p>
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム(以下「就学支援金事務処理システム」という。)、授業料支援補助金事務処理支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金及び授業料支援補助金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第1の項 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第2条第1号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号、同法別表第二113の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第1の項 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第2条第1号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪府教育庁私学課
②所属長の役職名	私学課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター)
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館
電話番号:06-6944-6066

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ
〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階
電話番号:06-6944-6956

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ
〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階
電話番号:06-6944-6956

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input checked="" type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	IV リスク対策	なし	国の様式の改正に伴い、IVリスク対策の項目を追加	事後	
令和2年10月28日	評価書名	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校)基礎項目評価書	高等学校等就学支援金及び私立高等学校等授業料支援補助金の支給に関する事務(私立高等学校)基礎項目評価書	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた変更)
令和2年10月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	大阪府教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	大阪府教育委員会は、高等学校等就学支援金及び私立高等学校授業料支援補助金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた変更)
令和2年10月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校)	高等学校等就学支援金及び授業料支援補助金の支給に関する事務(私立高等学校)	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた変更)
令和2年10月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 また、就学支援金を受給する生徒のうち大阪府内に在住する生徒は、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金(以下「授業料支援補助金」という。)交付要綱に基づき、その授業料に充てるために授業料支援補助金の支給を受けることができる。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金及び授業料支援補助金を受給するためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 <就学支援金> ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(第1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカードの写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の決定 ⑥受給資格の認定結果、支給額の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた変更)
令和2年10月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム(以下「就学支援金事務処理システム」という。)、団体内統合宛名システム、中間サーバー	高等学校等就学支援金事務処理システム(以下「就学支援金事務処理システム」という。)、授業料支援補助金事務処理支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた変更)
令和2年10月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	就学支援金特定個人情報照会ファイル	就学支援金及び授業料支援補助金特定個人情報照会ファイル	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた変更)
令和2年10月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則 第2条第1号	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条	番号法第19条第7号、同法別表第二113の項、第19条第8号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第1の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則 第2条第1号	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた変更)
令和2年10月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大阪府府民文化情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 電話番号:06-6944-6066 (私立高等学校に係るもの) 大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6210-9274 (私立専修学校・各種学校に係るもの) 大阪府教育庁私学課総務・専各振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6210-9272	大阪府府民文化情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 電話番号:06-6944-6066 大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6944-6956	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた変更)
令和2年10月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(私立高等学校に係るもの) 大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6210-9274 (私立専修学校・各種学校に係るもの) 大阪府教育庁私学課総務・専各振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6210-9272	大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6944-6956	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた変更)
令和5年7月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 また、就学支援金を受給する生徒のうち大阪府内に在住する生徒は、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金(以下「授業料支援補助金」という。)交付要綱に基づき、その授業料に充てるために授業料支援補助金の支給を受けることができる。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金及び授業料支援補助金を受給するためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 <就学支援金> ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(第1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカードの写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の決定 ⑥受給資格の認定結果、支給額の通知	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 また、就学支援金を受給する生徒のうち大阪府内に在住する生徒は、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金(以下「授業料支援補助金」という。)交付要綱に基づき、その授業料に充てるために授業料支援補助金の支給を受けることができる。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金及び授業料支援補助金を受給するためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 <就学支援金> ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る) ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の決定 ⑥受給資格の認定結果、支給額の通知	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日		<p>⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施</p> <p>⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①～⑥を実施</p> <p><授業料支援補助金> ①学校から授業料支援補助金の受給を希望する生徒の情報の提出 ②就学支援金事務処理システムに登録された、所得区分の判定に用いるために算出基準額として算出した数値(以下「算出基準額」)を授業料支援補助金事務処理支援システムへ登録 ③税額情報を基に授業料支援補助金の支給額を決定 ④学校が授業料支援補助金事務処理支援システムから生徒あての通知文書を出し、生徒へ通知</p>	<p>⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施</p> <p>⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施</p> <p><授業料支援補助金> ①学校から授業料支援補助金の受給を希望する生徒の情報の提出 ②就学支援金事務処理システムに登録された、所得区分の判定に用いるために算出基準額として算出した数値(以下「算出基準額」)を授業料支援補助金事務処理支援システムへ登録 ③算出基準額を基に授業料支援補助金の支給額を決定 ④学校が授業料支援補助金事務処理支援システムから生徒あての通知文書を出し、生徒へ通知</p>		
令和5年7月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号、同法別表第二113の項、第19条第8号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第1の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第2条第1号</p>	<p>番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第1の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第2条第1号</p>	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更
令和5年7月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	<p>大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 電話番号:06-6944-6066</p> <p>大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6944-6956</p>	<p>大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号:06-6944-6066</p> <p>大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6944-6956</p>	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた変更)
令和5年10月19日	評価書名	高等学校等就学支援金及び私立高等学校等授業料支援補助金の支給に関する事務(私立高等学校)基礎項目評価書	私立高等学校等における高等学校等就学支援金及び私立高等学校等授業料支援補助金の支給に関する事務に係る基礎項目評価書	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた変更)
令和5年10月19日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	<p>大阪府教育委員会は高等学校等就学支援金及び私立高等学校授業料支援補助金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	<p>大阪府教育委員会は、私立高等学校等における高等学校等就学支援金及び私立高等学校授業料支援補助金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた変更)
令和5年10月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務①事務の名称	高等学校等就学支援金及び授業料支援補助金の支給に関する事務(私立高等学校)	私立高等学校等における高等学校等就学支援金及び私立高等学校等授業料支援補助金の支給に関する事務	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた変更)
令和5年10月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月9日	令和5年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた変更)
令和5年10月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月9日	令和5年4月1日	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた変更)